

第4次第4回練馬区立中学校選択制度検証委員会 議事

日時	令和8年3月27日(金) 15時00分～16時15分
場所	練馬区役所本庁舎5階 庁議室
次第	1 開会のあいさつ 2 案件 (1) 国都私立学校への進学状況と学校選択制度について (2) 第4次検証委員会の答申骨子について 3 事務連絡
配布資料	会議資料 別紙 参考 令和8年度入学中学校案内冊子 参考 練馬区通学区域図(会議後回収)
出席委員 (名簿記載 順・敬称略)	酒井 朗、鈴木 英明、武井 和幸、竹内 勝己、田邊 克宣、 榮田 良晃、松永 紀子、関口 泰五、宮田 こずえ、 吉田 基洋、新井 直子、小野寺 祐一、森 博樹、佐川 広
欠席委員 (敬称略)	蓮池 和彦、田中 律子
区出席者	教育施策課長 竹岡 博幸 学校施設課長 柴宮 深 教育振興部副参事 佐藤 勝也 学務課長 竹内 康雄

1 開会のあいさつ

【委員長】

定刻になりましたので、ただいまより第4回練馬区立中学校選択制度検証委員会を開会いたします。年度末の大変お忙しい中、お集まりくださいますとありがとうございます。

まず、本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

本日は蓮池副委員長、田中委員から欠席の連絡を頂いております。また、竹内委員、田邊委員、武井委員、森委員の4名につきましては、オンラインでのご参加となります。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。次に配布資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

≪配布資料確認≫

2 案件

【委員長】

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。今回はアンケート内容の集計結果を基に学校選択制度全体に関する議論や学校の魅力づくりに関する事項をご議論いただきました。

本日は、国立・都立・私立の学校への進学状況が、この学校選択制度に及ぼす影響についての議論となります。まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】

≪会議資料説明≫

【委員長】

ありがとうございます。ただいま事務局からご説明がありましたが、こちらの資料の内容に関してご質問、あるいは国都私立受験と中学校選択制度の関係について、何かご意見ありますでしょうか。

【委員】

国都私立に抜ける全体の割合というのは分かるのですが、学校間によってかなり大きな開きがあって、この数字をもって制度の是非を問うというのは、ちょっと難しいのかなと思っております。うちの学校であった事例なのですが、もともと選択制度の枠が35人として設定しておりましたが、その後、「何人当選としますか」と学務課から問い合わせがありました。ご説明によりますと、それは国公私立に抜ける割合を加味して当選枠を設定しているとのことでしたので、40人と回答いたしました。しかし、別紙の入学状況を見ると41人プラス8人で49人が光が丘第三中に当選しているということになりますよね。なぜこんなに数が増えてしまったのか、この経緯を説明していただきたいと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

【事務局】

光が丘第三中学校の場合は、受入れ可能人数は1学級分として35人、国都私立への抜けを加味して40人という形で設定をいたしました。これとは別に、来年度兄姉が在籍している方は、抽せんの対象から外して当選扱いとしております。また、当選者が41人になっていますが、これは双子で希望した場合に、それぞれのお子さんが違う学校にならないよう一組として扱うことから、1名の差が生じております。

さらに、学校選択制度以外に指定校変更による入学もあるので、学校選択制度だけの人数が翌年度に入学する数とはならないところです。

【委員】

双子の児童を加味して40名当選が41人当選になったというご説明は分かりました。一方で、国都私立に抜けるということを加味して40人になるという説明があったのに、兄姉関係の8人がいるということに対しては、学校は何も説明を受けてなかったのですけれども、これについてはいかがですか。

【事務局】

過去の学校選択制度検証委員会でも来年度兄姉が在学している場合は当選の枠から除くという議論があり、制度変更を行ったのですが、改めて学校にもその旨を再周知する必要があったと思います。各校への周知は、誤解が生じないような形で改めて周知徹底を行っていきます。兄姉理由に関しては、結果的には指定校変更でも認める理由となっております。全体の数は当選枠を超えた数になることも含め、いま一度きちんと整理した上でご説明したいと思います。以上です。

【委員】

その指定校変更の制度なのですが、公開抽せんが終わった後に何人か増えますという通知が結果的に5名来ました。先ほどの冒頭の説明で落選者の数も考慮してという説明もあったのですが、でしたら、これ意味がなくなってしまうと思います。結局、最初の話では35名だったのが、兄姉理由も含めて42名になり、その後指定校変更で5人増えて、本校は当初の計画より12人増えました。現時点で生徒は151名です。この12人の増加がなければ139です。クラスが4から5に増えました。これについてのご説明願います。

【事務局】

学校選択制度というのは理由を問わず希望していただくという制度です。ですので、まず学校選択制度で希望人数が多ければ当然抽せんを実施します。その抽せんの受入れ可能人数とその当選枠を決める必要があります。

一方指定校変更というのは、状況をお伺いして、申請する理由によっては、不承認ということもあり得ます。ですので、例えば落選した方でも、指定校変更という制度により、承認基準を満たす理由かどうか判断しまして、指定校変更を認めざるを得ないというケースがあります。そういったことから、指定校変更を使用して落選された方が結果的に入学されるという状況が生じております。

改めて学校選択制度と指定校変更について、各校にも誤解を生じないような形で丁寧にご説明していかなくてはいけないかなと思っております。

【委員】

公開抽せんが終わった後、指定校変更で人を増やすときは学校と相談の上、1つ1つ進めてほしいです。指定校変更の説明にも学校運営に影響がない範囲で認めますと書かれています。クラスが1つ増えるということは、学校運営に影響があったと思うのです。検証委員会内でも35人という枠を決めるにあたり、教室の数についてたくさん議論をしたと思います。現に本校は少人数教室を1つ失うこととなります。従来どおりの少人数はできません。それほど影響が大きいものなので、学校の状況はどうですかという相談の場を設けていただきたいです。

【事務局】

学校の施設的な制限もあることから、次回の学校選択制度に当たっては、まずこの受入れ可能人数のところから調整をさせていただきたいと思っております。また、指定校変更につきましても、改めて流れも含めてご説明した上で、事務手続は進めていきたいなと思っております。

一方で、指定校変更で認めざるを得ない事例も多々ございますので、そのあたりは手続に係るところではあるのですが、学校側のご理解を頂くような形で丁寧に進めていきたいと思っております。

【委員】

指定校変更で認めざるを得ない事情があるというのは分かるので、一方的に決めるのではなくて、事前にそういう相談をさせていただきたいです。本校の特別支援学級に通うはずだった生徒が通常級に戻るとなったときに、指定校は別の学校でしたが、光が丘第三中学校の通常級に行きたいと希望がありました。その理由は、部活動理由でハンドボール部に入りたいということでした。ハンドボール部は練馬区にうちの学校しかないので、ハンドボール部を希望すれば全員光が丘第三中に入ることができるということですか。

【事務局】

学校選択制度におきましても、部活動の有無で希望される方というのが一定数いるというのは、前回のアンケート結果でもお示ししたとおりです。選択制度の抽せんで漏れてしまったけれど、希望している部活がこの学校にしかないからというご事情を申請理由として示されてしまうと、認めざるを得ないという状況になっております。特定の部活動があるというのは学校の特色にもなると認識しておりますので、その点は今後、受入れ可能人数の調整も含めて、丁寧に学校とも調整をさせていただきたいなと思っております。

また、指定校変更についても、各学校との協議は従来から行っていますが、協議の進め方は改めてこちらのほうでも整理したいと思っております。以上です。

【委員】

これまで3回の会議の目的や趣旨を考えると、この学校選択制度を進めるというところで話は進んでいるかなと思っております。やはり保護者の意見を聞くと、例えば隣の杉並区などは学校選択制度がないので、練馬区を選んだという意見も聞くので、ぜひそこは後退しないような形で、今後議論は進めていただきたいなと思っております。

次に兄弟姉妹の配慮の部分について、保護者からも具体的に意見が寄せられています。兄弟姉妹に関する特段の配慮というのは、やはりお願いしたいです。ですので、兄姉理由を除外するという設計の部分や、これを母数に含めるか含めないかという議論そのものよりも、別の観点で配

慮いただきたいというのが、保護者としての意見です。

3 点目ですけれども、指定校変更の申請について学校と所管課で調整していただくというのは手続上の丁寧さという点で大事ではないかなと思うと同時に、一方で最終的には所管課に権限がある事項だと思っていて、学校に拒否権があるという話ではないというところは、はっきりさせていただきたいなと思います。例えば先ほど委員がおっしゃったような発達支援とか、そういった特別支援学級の擁する部分等の、特に学校側に大きい負担が生じるところは丁寧に進めさせていただきたいと思うのですが、あくまでここは所管課のほうで最終的な判断、権限としてあるのかなと考えてはおります。

【委員長】

ありがとうございます。今3点について、主にご意見ですね。事務局、お願いいたします。

【事務局】

1 点目に学校選択制度を後退しないようにというお話がございました。学校選択制度が練馬区の中で根づいているという現状がございまして、今年度より、小学校4年生の段階から学校選択制度についての周知、啓発も図ってきておりますので、引き続き学校選択制度でお子さんが自ら選べる自由を与えられるよう進めていきたいなと思っております。

兄弟関係の配慮というのは、過去の検証委員会の中でも話題として出てきて、まずその部分については抽せん対象とはしないという形で整理をさせていただいております。ただ、学校への周知や説明については丁寧に対応すべきだと改めて思っております。

3 点目の拒否権というのですか、どうしても学校の施設上なかなか難しいケースもあると思いますが、お子さんの希望をなるべくかなえていきたいので、学校とも調整をしながら進めていければなと思います。

【委員】

「抽選校毎の個別状況」の表を見たときに、兄弟姉妹のところ、ここは抽せんから除いてということだと思うのですが、おそらく兄弟理由で希望した生徒が国都私立へ抜ける割合は通常より少ないのではないかなと思います。ですので、兄弟理由で希望した生徒を全体の抜け率に含めてしまうと、実際の割合とずれてしまうのかなと思います。表のつくり方の問題だとは思いますが、現状認識でそれぞれ食い違いが出ているので、ここは根拠資料として、しっかり分けておくべきではないかなと思いました。

学校案内の17ページのQ6にて、抽せんについては「兄弟が在籍している児童は、予め抽選から除いて当選といたします」ということが書かれています。一方でその下に、「個別の事情は配慮されないのですか？」の質問に対して、「個別の事情についての申出に関して配慮することができません」という回答があります。でも、兄弟姉妹のことは特別な事情を配慮しているわけですよね。兄弟姉妹がいるので、抽せんから除くこと自体は全然問題ないと思うのですが、標記のところがどうなのかということは思いました。

また、13ページの制度全体の流れについて、学校選択制度で学校が決定するまでのフローは分かるのですが、1月から3月の間に、指定校変更で他の学校に入りたいですという相談がおそらく来るわけですよね。そこがどういう流れになっているのかというのはこのページだけでは

分からないというところは思いました。これは個別事情なので、学校案内にそこまで詳細に載せることはないのかもしれないですが、少なくともこの場に出席している委員の中では、フローとして内々としては握っておかないと、先ほどの委員がおっしゃったような齟齬が発生してしまうと思うので、その辺の整理はしっかりと学校側には示させていただきたいなと思います。保護者からすると、希望する学校に行けるのか行けないのかみたいなのが、分かりづらくなっているところもあるので、一考する必要があるのではないかなと思います。

【委員長】

ありがとうございます。今2点について、事務局、再度お願いいたします。

【事務局】

抜け率のところのお話もありましたが、確かに兄弟関係の希望者については、国都私立へ抜けるというのは通常の割合に比べかなり少ないのかなと思いますので、各校と協議する中で兄弟がどのくらい影響があるのか、受入可能人数の調整を検討する中で考えていかなければいけないのかなと思います。

次に、学校案内の記載についてです。抽せんについて個別の事情は配慮されないというのはそのとおりです。特別に別枠で当選というのはいないので、個別の事情についてのお申し出は配慮できないという記載をしております。一方で兄弟についてはQ6で抽せんから除くといった記載をしているので、ここの部分は区別していたつもりです。

また、13ページの学校選択制度のフローのところ、これは選択希望する方々がどういった流れで選択するのかといったところで示しているのですが、当然この中に記載してない部分が出てきます。実際に学校との受入れ可能人数の調整については、10月初旬よりも前の段階でも行っております。

また、抽せん当選しても、取り下げて元の地域指定校に行きますというケースもあります。例えば自分は当選したけれど、お友達が抽せん落ちてしまったというケースでは、お友達が落ちてしまったので私も取り下げようということもあります。抽せん後の動きというのは見えなところがあるのですが、1人の増減で学級増とか学級減になるのかという学校も例年あるので、数字は学務課でもきちんと押さえていきたいと思っております。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。そうしましたら、私のほうから幾つかまとめます。まず、前回まで確認したことになりますが、本区としては、先ほどおっしゃられたとおり、学校選択制度は維持していき、後退しないようにというところは、全体で前回共有したことだと思います。

それから、学校との調整や、小学校6年生の保護者への連絡など、各所との調整やコミュニケーションが、あまり行き渡ってないところがあるのだと思いますので、そこは今後どのように対応できるのかということは、所管課のほうでもお考えいただく課題かなと思いました。

それから、1つ確認です。兄弟のところについて、兄弟理由による当選と、この当選枠の設定人数というのは、どういう関係が決まっているものなのでしょうか。

【事務局】

兄弟のところについて改めてご説明します。選択希望票で兄弟と一緒に学校を希望する方は、

そもそも抽せんの枠の中には入れていません。ですので、例えば、開進第二中学校でいうと、12人の方が兄弟の在籍があるという方だったので、この12名は除いて、残った方々の中で当選枠を45という形で抽せんを行っています

【委員長】

そうしましたら、当然ながら増え過ぎてしまう学校が出てくるわけですし、その兄弟を引いた形で抽せんしていかないと収まらないわけですね。

【委員】

そうすると人気校に兄弟姉妹が行く可能性が高くなるということですか。

【委員長】

そうですね。

【委員】

そうすると、兄弟姉妹が行く学校へ行けば行くほど、兄弟がいる比率が高くなっていくから、より選ばれる側の負担というのが増えていくことになってしまうと思います。

【委員長】

恐らく今のこの会議の中で解決することは難しいのかもしれませんが、ただ、この兄弟在籍の数を、この抽せんの数とどう勘案して、最終的な受入れ人数の合計数を決めるかを、学校側と区のほうで何か了解しておきませんか、恐らくここの部分はちょっといろいろな問題が起きるのではないかと、これを拝見して思いました。以上です。

【委員】

恐らく今の制度を維持しようとした上でやる場合は、受入れ可能人数を何人にするか、当選枠を何人にするかという設定をするときに、兄弟姉妹がある程度何人来るということを学校が知った上で設定しておかないと、こういうことが起こり続けるのだらうということはあると思います。

【委員】

当選枠は例えば開二中であれば、45という公表で問題ないと思うのですね。その中で実際申し込んできた人のうち、兄弟在籍が12人いるので、抽せんでは33人を当選にしますというのをその場で言えばいいだけで、最初の公表のときに兄弟姉妹12人にいる予想だから33人しか当選させませんよという必要まではないと思うのです。そこまで当選枠に入れてくれればいい話だと思っています。

【委員長】

抽せんの件は、ご意見はそれぞれ頂いて、どうするのか事務的に検討すべきことだと思いますので、今日の会議体としましては様々ご意見があるということで、所管課のほうでの検討課題とさせていただきたいと、この件はその形で引き取らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、その他抽せん以外のことでご意見なりご質問をお願いいたします。

【委員】

令和8年度入学の生徒の中で、初めてのケースで私も想定外だったケースがあります。学区外から希望していた生徒なのですが、通学に40分かかるということで、保護者は自転車で通わ

せるつもりで希望したと言っていました。判明したのは3月中旬になります。結局、自転車通学は認めていないので1名取り下げをしたということがあったのですが、1名の増減で学級数の増減にも関わることがあります。年度末での急遽のマイナスは非常に危険なところがあるので、どんな理由にせよ申請したときに、そういったことも含めて説明なり保護者への確認、それから学校へ情報提供していただくことが必要かと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

【事務局】

中学校の選択制度を実施するに当たって、各小学校を通じて学校案内をお配りしてしまして、その中に通学的手段としては、徒歩または公共交通機関のみという記載はしております。また、自転車の使用や車の送迎はできませんという形で注意書きを記載しております。ただ、保護者がこの部分をどれだけ理解して申請いただいているのかということもあるので、選択制度に関してこの部分の周知は引き続き進めていきたいと思えます。

【委員】

具体的な形での対応をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【委員長】

そのほかにご質問、ご意見ございますか。

【委員】

別紙のほうで豊溪中が来年の入学者は9名ということですが、保護者に特例通知がされた上で、入学する生徒が9名だったと認識しております。ですが、実際こんなに人数が少ないというのは、入学されるご家庭はご存じなのでしょうか。これだけ少ないのであれば学校運営自体が大きく変わっていくものだと思いますし、入学後に転校させてほしいと希望される方が出てくるのかなと思っています。柔軟な対応をしていただけたらありがたいです。

【事務局】

こちらに関しましては、各学校で2月に入学説明会を実施しております。入学予定の保護者の方が出席されるものですが、そこで入学者と近い人数の世帯の方がいらっしゃったと聞いているので、こういった状況については把握をした上で、こちらの入学数になっていると理解しております。

【事務局】

まず、11月に選択希望票の提出時点で何人の方が希望したかというのはお示ししております。具体的には、豊溪中の学区の方でどれだけ光が丘第一中を希望されたのか、また、学区外から豊溪中を希望したのが何人いらっしゃるのかというのは、お示ししております。ですので、その数をベースにしてお考えいただいているものと認識しております。

【委員】

私も資料を見るまでは抜けていたのですけれども、誰がどこを希望したかというのは見られても、どれだけ残っているかというのが一切見られないなと思いました。別紙を読むと、1人が選択制度で学区外から豊溪中に行くことを希望されている方はいますが、もともと81人学区内のお子さんがいたところで、制度利用者が全体で見れば11%。希望者自体が20%ということであれば、ここも81%から減って50%とか、これまでの在校生の数見ても少し減るぐらいか

などしか思っていないのではないかなと考えております。

【事務局】

対象地域の保護者に対しては、個別の対応をしまして、11月に学区の方で豊溪中を希望する方が何名いますという通知をお知らせいたしました。その後、国都私立の受験結果を受けてこのような状況になりましたが、11月に希望状況の情報をご提供しておりますので、その上で進路についてはお考えいただけただかなと考えています。

【委員】

もともと豊溪中の適正配置については、前からお話しされているので、地域住民の方はまず存じているかと思えます。その上で区側がかなり丁寧なご対応をさせていただいたと捉えています。一方で、当初はもう少し豊溪中に残るのではという話があったらしいのですけれども、統廃合されるという方向で話が決まって、ゆくゆくは豊溪中がなくなるのであれば、残るのではなく光が丘第一中にいこうかなという話などが保護者同士の間でもあり、当初の予想より少し減ったのではないかなというのがあります。

ただ、この件については、区や学校には地域住民対応含めて手厚くプロセスを踏んでやっていただいたなと受け止めております。

【委員長】

ありがとうございます。ご感想ですかね。受け止めさせていただきます。

【委員】

11月に説明会で、人数も告知済みということで、対応いただいてありがとうございます。

【委員長】

ほかにいかがでしょうか。

続きまして、案件2のほうに移らせていただきます。「第4次検証委員会の答申骨子について」、ご議論いただきます。まず事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

《別紙説明》

【委員長】

ありがとうございます。ただいまの事務局からの答申骨子案に関する説明につきまして、何かご意見あるいはご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】

補足です。説明の中では事務局としてこうしていきたいというようなご説明だったのですが、今までの議論を踏まえると、こういうことを議論されたのではないかという内容をまとめたものですので、そういう意味で受け止めていただければありがたいです。

【委員】

この制度が始まってもう20年が経ったとおっしゃっていただきましたが、恐らく今までの20年と、ここから先の20年を考えたときに、大分状況が変わると思います。今後加速度的に少子化が進む中で、ある程度今の制度の中で制御できているけれども、より偏りが出やすくなってくのではないかなと思います。

今後は必要なときに検証委員会を設置していくと思うのですが、関連性のある適正配置と、選択制度の検証を会議体として分ける必要がそもそもあるのかというのが疑問に思いました。学校選択制度単体について議論して是非を問うことも必要ですが、その結果として適正配置に偏りなり、問題が出てきているというところがカバーされないのだとしたら、あまり意味がないのかなと思うので、ぜひ今後、中学校の選択制度の検証委員会を設置する際には、適正配置もふくめて総合的に議論いただくのが本筋ではないかなと個人的には思います。

【委員長】

ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

【事務局】

本日も豊溪中学校についてのご意見を頂いたということですので、単純に学校選択制度だけの議論ではなく、適正配置も関連するというのは、事務局側としても認識しております。ただ、学校選択制度と、適正配置は別であります。学校選択制度の改善を要するのかどうかというのは、お子さんの動向ですとか、希望状況ですとか、学校の魅力づくりの周知の方法ですとか、それだけでも多岐にわたるので、単体で検証委員会を開催したいなと思っております。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。ご意見いかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】

「答申の主な事項」に書いてある7項目については、おおむね賛同しております。ただやはり、これからいろいろな国の教育政策もかなり変わってきています。今までの5年ごとに開催のような区切りよりも、いろいろ今後の見通しが見つからないところもあるので、柔軟に必要なに応じ開催するというのが適切ではないかなと思っております。

もう1点、会議資料内で選択制度への影響を具体的に想定されていると思っています。ただ、この運用するときに、例えば先ほど議論がありました、人数が抜けた部分の補充の抽せんをどうするかみたいな話は、認識を合わせないと同じような問題が起り得るような話だなと思っていますので、そこは別途、1つのテーマとして、議論されたほうがいいのかと思っています。

【委員長】

ありがとうございます。先ほども出た課題のところですけども、事務局お願いいたします。

【事務局】

兄姉理由での抜けについては今後の選択制度の運用に当たって、注視していかなくてはいけないと改めて認識したところです。各校との受入れ可能人数の調整は、引き続き協議をしながら進めていき、また状況が変わるようならば、改めてご意見を頂きたいと思っております。

3 事務連絡

【委員長】

ありがとうございます。議事として用意しましたのは以上になります。

それでは、最後に事務連絡ということでお願いいたします。

【事務局】

≪事務連絡≫

【委員長】

ありがとうございます。以上をもちまして本日の検証委員会を閉会いたします。お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございました。